

# 再エネECOプラン(低圧)

## (特約料金表)

2019年10月1日実施

関西電力株式会社

## 1 適用条件

この再エネE C Oプラン（低圧）（以下「この料金表」といいます。）は、当社が指定する契約種別とあわせて契約するお客さまに適用いたします。

## 2 特約種別

この料金表の特約種別は、再エネE C Oプラン（低圧）といたします。

## 3 環境価値の提供

環境価値とは、お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいい、当社は、お客さまがこの料金表による契約とあわせて契約されている契約種別（以下「併合契約」といいます。）の使用電力量に応じて再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

## 4 料金適用開始の日

料金は、併合契約の需給開始の日から適用いたします。ただし、この料金表適用の際現にこの料金表による契約とあわせて契約する契約種別の適用を受けており、この料金表適用以降も引き続き、同一の契約種別によって電気の供給を受ける場合の料金適用開始の日は、お客さまの申込みを当社が承諾した日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 5 料 金

各月の料金は、併合契約によって料金として算定された金額に、(1)によって算定された金額（以下「環境価値料金」といいます。）を加えたものといたします。

(1) 環境価値料金

環境価値料金は、1月につき次のとおり算定いたします。

環境価値料金 = (2)の環境価値電力量 × (3)の環境価値単価

(2) 環境価値電力量

環境価値電力量は、その1月の併合契約の使用電力量といたします。

(3) 環境価値単価

環境価値単価は、次のとおりといたします。

環境価値電力量1キロワット時につき	2円 00銭
-------------------	--------

## 6 契約の消滅

- (1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。
- (2) この料金表による契約は、原則として、お客さまが当社に通知された日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日の前日に消滅するものといたします。

## 7 その他

この料金表に定めのない事項については、併合契約の主契約料金表に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 実施期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。